

令和7年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

1 【議案第108号】

子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・ 1

《所管事項説明》

- 1 「令和7年版県政レポート（案）」について・・・・・・・・・・ 別途配布済
「令和7年版県政レポート（案）」について（変更分）・・・・・・・・ 14
- 2 民生委員の定数変更（案）について・・・・・・・・・・ 20
- 3 「みえ子どもスマイルレポート」＜令和7年度版＞（三重県子ども条例、
第二期スマイルプランに基づく施策の実施状況）について・・・・・・・・ 23
- 4 ヤングケアラー調査事業について・・・・・・・・・・ 26
- 5 令和8年度社会福祉施設等整備方針について・・・・・・・・・・ 28
- 6 令和6年度社会福祉法人等指導監査の結果等について・・・・・・・・ 47
- 7 各種審議会等の審議状況の報告について・・・・・・・・・・ 50

《別冊》

- ・（別冊1）みえ子どもスマイルレポート＜令和7年度（2025年度）版＞
- ・（別冊2）令和6年度 指導監査等結果報告書

令和7年6月20日
子ども・福祉部

1 子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

本県における児童虐待の状況及び児童福祉法の一部改正等に鑑み、児童虐待防止対策を強化するための規定を整備するため、子どもを虐待から守る条例の一部改正するものです。

2 主な改正内容等

主な改正内容等は、以下のとおりです。なお、子どもを虐待から守る条例の改正案の概要は、別紙のとおりです。

【主な改正内容】

(1) 県、市町及び関係機関等の連携（第9条の2）

県、市町及び関係機関等は、相互に連携し、虐待の早期発見及び早期対応並びに子ども及び家庭への適切な支援に努めるものとする。

(2) 妊産婦及び子育て家庭への支援による未然防止の取組（第11条）

虐待を未然に防止するため、妊娠期から子育て期までにおいて不安を抱える者への支援に係る規定を整備する。

(3) 通告等に係る対応（第12条）

通告等に係る対応の規定に、対面による安全確認を徹底すること並びに市町及び警察等の関係機関等と連携を強化することを加える。

(4) 権利の擁護（第18条）

権利擁護の規定に、子どもが安全に安心して意見表明できるよう必要な体制を整備することを加える。

(5) 警察や医療機関との連携（第21条、第22条）

子どもを虐待から守るための体制の整備の規定に、警察及び医療機関との連携に係る規定を加える。

(6) 人材の養成等（第27条）

人材の養成等の規定に、児童相談所職員等の専門的な知識及び資質の向上を図るため、体系的かつ計画的に研修を行う規定を加える。

【施策の総合的な推進】

・ 推進計画（第25条）

子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的に推進するための計画として、「推進計画」を定めることを規定する。

・ 財政上の措置（第29条）

子どもを虐待から守るための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めることを規定する。

3 施行期日

公布の日（令和7年6月30日）

条例改正の背景・課題

施行期日

令和7年6月30日

- ①令和5年5月に児童相談所が関与していた児童の死亡事例の発生。第三者による検証委員会から「体制づくり」「関係機関との連携強化」「人材育成(研修)」を課題として報告書がとりまとめられた。
- ②児童虐待相談対応件数が増加し、平成30年以降2,000件を超える高い水準で推移。
- ③令和4年の児童福祉法改正及び三重県子ども条例の改正(令和7年4月1日施行)による、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化や子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策の推進。

条例改正の考え方

- ①体制づくり・・・子どもの権利擁護の取組の推進、未然防止の取組の推進
- ②関係機関との連携強化・・・子どもの安全確認・安全確保の連携強化、連携体制の強化
- ③人材育成・・・児童相談所職員等の専門職・専門組織としての質の向上

主な改正のポイント

第1章 総則

- 子どもの権利擁護の推進
保護者の責務について、子どもの人権を尊重することを明記【第8条】
- ためらわず通告することの徹底
虐待のおそれのある事案を発見した際の通告を関係機関等の責務として規定し、ためらわず通告することを徹底【第9条】
- 三重県全体で連携しワンチームで支援をつなぐことを推進
虐待の早期発見・早期対応、子ども及び家庭への支援について、県、市町及び関係機関等の一層の連携を強化【第9条の2】

第2章 未然防止

- 虐待の発生予防、未然防止の取組の推進
妊娠期から子育て期までにおいて不安を抱える者への支援を推進【第11条第3項～第5項】
- 子どもの安全確認・安全確保の連携強化
乳幼児検診未受診等で子どもの安全確認ができない場合、市町から児童相談所に通知し、連携して安全確認を徹底【第11条第6項、第7項】

第3章 早期発見及び 早期対応

- 子どもの安全確認・安全確保の連携強化(再掲)
通告後の対面による子どもの安全確認の徹底、並びに、市町及び警察等の関係機関等と一層の連携を強化【第12条】

第4章 保護及び支援

- 子どもの安全確保のため、家庭復帰の際の引継ぎの徹底
子どもの安全確保のために必要な措置を講じるため、一時保護を解除し、家庭復帰する際の引継ぎを徹底【第16条】
- 子どもが安全に安心して意見表明ができる支援の強化
子どもが安全に安心して意見表明できるよう必要な体制を整備し、子どもの権利擁護を促進【第18条】
- 社会的養護経験者(ケアリーバー)の自立支援を強化
児童養護施設等を退所した者の実情把握に努め、生活や就労に対する相談体制を整備し、自立支援を強化【第19条】

第5章 子どもを虐待から 守るための体制の 整備及び施策 の推進

- 警察、医療機関との連携体制の強化
子どもを虐待から守るための体制の整備に、警察及び医療機関との連携体制を強化【第21条、第22条】
- 児童相談所職員等の専門職・専門組織としての質の向上
体系的かつ計画的に研修を行い、児童相談所職員等の専門的な知識及び資質の向上を図る【第27条】

施策の総合的な推進

- 子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的に推進するための計画を策定【第25条】
- 子どもを虐待から守るための施策を推進するため²必要な財政上の措置を講じるよう努める【第29条】

子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年六月三日

三重県知事 一見勝之

子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例
 子どもを虐待から守る条例（平成十六年三重県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備及び施策の推進（第二十一条―第二十九条） 第六章 雑則（第三十条―第三十二条） 附則 （目的） 第一条 この条例は、三重県子ども条例（令和七年三重県条例第四号）の理念にのっとり、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方を定め、県、市町、県民、保護者及び関係機関等の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。 （定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第二条に規定する児童をいう。 二・三（略） 四 関係機関等 学校、幼稚園、児童福祉</p>	<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備（第二十一条―第二十五条） 第六章 雑則（第二十六条―第二十八条） 附則 （目的） 第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県、市町及び県民の責務、関係機関等及び地域社会の役割、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。 （定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下この条及び第十四条において「法」という。）第二条に規定する児童をいう。 二・三（略） 四 関係機関等 関係機関、関係団体又は</p>

<p>2 払い、その早期発見に努めなければならぬ。</p>	<p>2 関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払う。</p>	<p>3 (略)</p> <p>第九条 関係機関等は、県、市町等と連携し、自主的かつ主体的に子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通じて、虐待の防止に努めるものとする。</p>	<p>2 関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払う。</p>					
<p>2 関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払う。</p>	<p>2 関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払う。</p>	<p>2 関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払う。</p>	<p>2 関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払う。</p>	<p>2 関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払う。</p>	<p>2 関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払う。</p>	<p>2 関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払う。</p>	<p>2 関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払う。</p>	<p>2 関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払う。</p>

<p>3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町又は児童相談所等に通告しなければならない。</p>	<p>4 前項の通告を受けた市町又は児童相談所等は、子どもを虐待から守るため、的確に相互の情報を共有するものとする。 〔県、市町及び関係機関等の連携〕 第九条の二 県、市町及び関係機関等は、相互に連携し、虐待の早期発見及び早期対応に努めなければならない。</p>	<p>2 県、市町及び関係機関等は、子ども又は家庭のあらゆる相談に対応するため、相互に連携し、子ども及び家庭が適切な支援を受けられるよう努めなければならない。 〔妊産婦及び子育て家庭への支援による未然防止の取組〕 第十一条 (略)</p>	<p>2 市町及び関係機関等は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>3 第一項の助言、援助又は協力は、市町及び関係機関等において、困難を抱える妊婦、特定妊婦その他妊娠期から子育て期までにおいて不安を抱える者を必要な支援につなげる取組が推進されるよう行わなければならない。</p>	<p>4 県は、予期しない妊娠に至らないための啓発活動及び妊娠、出産等に関する相談窓口等の情報提供を行うものとする。</p>	<p>5 県は、医療機関及び市町その他関係機関等と連携し、予期しない妊娠をした者又は医療機関を受診していない妊婦に対し、医療を受ける機会を確保させるための啓発活動、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。</p>	<p>6 市町は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条第一項及び第十三条</p>
<p>2 市町は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。</p> <p>〔子育て支援による未然防止の取組〕 第十一条 (略)</p>							

<p>4 第一項の通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの一時保護（法第八条第二項第一号の規定による一時保護をいう。以下同じ。）を行い、又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。</p>	<p>3 第一項の通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの一時保護を行い、又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。</p>
<p>5 児童相談所長は、一時保護、法第八条の二第一項の規定による出頭要求等、法第九条第一項の規定による立入調査等及び臨検等（法第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索及び同条第二項の規定による調査又は質問をいう。）について権限を使用する必要がある場合は、必要に応じ、関係機関等の協力を得て、速やかに当該権限を行使しなければならない。</p>	
<p>6 児童相談所長は、第一項の規定により安全を確認しようとする場合、第四項の規定により一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合又は前項の規定により権限を行使しようとする場合には、法第十条第一項の規定により当該子どもの住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。</p>	
<p>7 児童相談所長は、前項の規定による援助を求める場合は、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、法第十条第二項の規定により必要に応じ迅速かつ適切にこれを行わなければならない。</p>	
<p>2 第十三条（略）</p>	<p>2 第十三条（略）</p> <p>3 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、県民の住</p>

<p>(配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援)</p> <p>第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力(法第二条第四号に規定する配偶者に対する暴力をいう。)が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報を共有し、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。</p> <p>(子ども自身による安全確保への支援)</p> <p>第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう、市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、その成長過程に応じた情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。</p>	<p>宅等を「子どもを虐待から守る家」として指定し、当該住宅等に居住する者が子どもからの相談に応ずるよう協力を求めることができる。</p> <p>(配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援)</p> <p>第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力(法第二条第四号に規定する配偶者に対する暴力をいう。)が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報共有を図り、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。</p> <p>(子ども自身による安全確保への支援)</p> <p>第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう、市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。</p>
<p>2 県は、前項の支援を実施するに当たっては、子どもの利便性の向上を図るため、インターネットを利用したサービスその他の情報通信技術の活用等により、その時々の子どもの新たな習慣及び生活様式に適切した相談体制を整備するものとする。</p> <p>(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)</p> <p>第十六条 児童相談所長は、一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な成長を支援するためのサポートプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。</p>	<p>(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)</p> <p>第十六条 県は、第十二条第三項の規定により一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。</p>
<p>2 児童相談所長は、一時保護が行われた子どもが、一時保護を解除されたとき又は一時帰宅するときは、再び虐待を受けることがないよう、市町及び関係機関等と連携し、安全確保のために必要な措置を講じなければならぬ。この場合において、当該</p>	

<p>一時保護が、第十二条第二項後段の規定により、警察と連携した事案に係るものであるときは、警察と情報を共有し、十分な連携を図るものとする。</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 (略)</p> <p>(虐待を行った保護者への指導等)</p> <p>第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するため又は虐待の再発を防ぐための指導の徹底及び必要な継続的支援に努めなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(虐待を行った保護者への指導等)</p> <p>第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。</p>
<p>(権利の擁護)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 県は、前項の対応を行うに当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが意見を表明することができ、かつ、その意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p>	<p>(権利の擁護)</p> <p>第十八条 (略)</p>
<p>3 県は、前項の規定による子どもの意見表明に当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、子どもが安全に安心して意見を表明できるよう、必要な体制を整備するものとする。</p> <p>(社会的養育及び自立支援)</p> <p>第十九条 (略)</p>	<p>(社会的養育及び自立支援)</p> <p>第十九条 (略)</p>
<p>2 県は、必要があると認めるときは、虐待を受けた子どもが自立した後においても、地域社会の中でつながりを持ち安心して生活を送ることができるよう、その成長の過程において必要な支援を実施するものとする。</p>	
<p>3 県は、市町及び関係機関等と連携し、児童養護施設等を退所した者の実情の把握に努めるとともに、その生活及び就労に対する相談体制の整備を図るものとする。</p> <p>(転居時の情報共有)</p>	<p>(転居時の情報共有)</p>
<p>第二十条 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にそ</p>	<p>第二十条 児童相談所の所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外</p>

<p>の住所又は居所（以下この条において「住所等」という。）を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう、当該児童相談所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>にその住所又は居所（以下この条において「住所等」という。）を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう、当該児童相談所の所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>2 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転した場合において、移転前に支援等を行っていた児童相談所長から情報の提供を受けたときは、必要な支援が切れ目なく行われるよう、市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>2 児童相談所の所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転した場合において、移転前に支援等を行っていた児童相談所の所長から情報の提供を受けたときは、必要な支援が切れ目なく行われるよう、市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>3 市町は、虐待の防止に係る支援を行って</p> <p>いる子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は当該市町以外の市町村が虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転するとの情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第五章 子どもを虐待から守るため</p> <p>の体制の整備及び施策の推進</p>	<p>3 市町は、虐待の防止に係る支援を行って</p> <p>いる子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は当該市町以外の市町村が虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転するといふ情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第五章 子どもを虐待から守るため</p> <p>の体制の整備</p>
<p>（警察との連携）</p> <p>第二十一条 県は、虐待を受けたと思われる子どもの安全を確保し適切な保護を図るため、警察と虐待に係る情報を的確に共有し、虐待防止のため連携するものとする。</p>	<p>（連携・協力体制の整備）</p> <p>第二十一条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、児童委員その他子どもの福祉に職務上関係のある者（第二十六条第二項において「職務関係者」という。）と連携し、常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。</p>
<p>2 知事は、前項の規定に基づく連携体制を整備するに当たっては、必要に応じて警察</p>	<p>2 市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地</p>

<p>本部長と協定を締結するものとする。</p> <p>(医療機関との連携)</p> <p>第二十二條 県は、虐待を受けた子どもがその心身の状況に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関との連携協力体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(要保護児童対策地域協議会における支援体制の整備)</p> <p>第二十三條 市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地域協議会の活用により、県及び関係機関等との緊密な連携及び適切な役割分担の下に、協働して支援する体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>域協議会等の活用により、県及び関係機関等との緊密な連携及び適切な役割分担の下に、協働して支援する体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>第二十四條 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、市町、関係機関等及びその家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。</p> <p>(在宅における支援体制の整備)</p> <p>第二十五條 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的に推進するため、の計画(次項において「推進計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 妊産婦及び子育て家庭への支援に関する事項</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的</p>	<p>(在宅における支援体制の整備)</p> <p>第二十二條 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。</p>

<p>かつ計画的に推進するために必要な事項</p>	<p>(子ども虐待防止啓発月間)</p>
<p>第二十六条 (略)</p>	<p>第二十三条 (略)</p>
<p>2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年五月及び十一月とする。</p>	<p>2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(人材の養成等)</p>	<p>(人材の養成等)</p>
<p>第二十七条 (略)</p>	<p>第二十四条 (略)</p>
<p>2 県は、前項の規定に基づく取組を実施するに当たっては、体系的かつ計画的に研修を行うものとする。</p>	<p>2 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、連携して効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。</p>
<p>3 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、連携して効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。</p>	<p>2 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。</p>
<p>4 県は、法第四条第五項の規定に基づく分析並びに調査研究及び検証の結果を、児童相談所、市町及び関係機関等において職務に従事する者の研修に十分活用する等により、虐待による死亡事例等の重大事例の再発を防止するための取組を積極的に進めるものとする。</p>	<p>第二十五条 (略)</p>
<p>第二十八条 (略)</p>	<p>第二十五条 (略)</p>
<p>(財政上の措置)</p>	<p>第二十五条 (略)</p>
<p>第二十九条 県は、子どもを虐待から守るための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>第二十五条 (略)</p>
<p>(秘密の保持)</p>	<p>(秘密の保持)</p>
<p>第三十条 (略)</p>	<p>第二十六条 (略)</p>
<p>2 関係機関等は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>2 職務関係者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>第三十一条・第三十二条 (略)</p>	<p>第二十七条・第二十八条 (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の子どもを虐待から守る条例第十三条第三項の規定により指定を受けた住宅等については、なお従前の例による。

提案理由

本県における児童虐待の状況及び児童福祉法の一部改正等に鑑み、児童虐待防止対策を強化するための規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

1 「令和7年版県政レポート（案）」について（変更分）

令和7年版県政レポート（案）について、冊子配布後にKPI（重要業績評価指標）の実績値が確定したことから、記載内容を一部変更いたします。

※当資料では、「令和7年版県政レポート（案）」のページ番号を記載しています。

○施策13-2 障がい者福祉の推進（237ページ）

「グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数」

<変更後>

2. KPI(重要業績評価指標)の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数						①	
—	2,040人	2,150人	2,260人	117.0%	2,370人	2,480人	a
1,943人	2,159人	2,385人	2,644人		—	—	

<変更前>

2. KPI(重要業績評価指標)の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数						①	
—	2,040人	2,150人	2,260人	111.1%	2,370人	2,480人	a (見込)
1,943人	2,159人	2,385人	2,510人 R6.12月現在 確定は6月		—	—	

施策 13-2 障がい者福祉の推進

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

障がい者が必要な支援を受けながら、自らの決定や選択に基づいて生活・就労する機会を確保するため、グループホームなどの居住の場や日中活動の場の確保、多分野での就労支援が進んでいます。また、障がいの有無に関わらず、誰もが尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障がい者の差別解消および虐待防止、情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	<p>障がい者の地域生活を支援するための福祉サービスの充実や相談支援体制の強化、農林水産業における障がい者の就労機会を充実させるためのマッチング活動支援等に取り組んだ結果、必要な支援を受けながら地域で自立した生活をしている障がい者数や、農林水産業の作業に新たに就労した障がい者数が増加するなど、取組が着実に進んでいます。</p> <p>また、障がい者の差別解消、虐待防止に向けた研修や専門家派遣によるコンサルテーション等を行うなど、障がい者の権利擁護の取組がおおむね順調に進んでいます。</p>

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

- ・障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の基本方向を定めた「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2024年度～2026年度-」に基づき、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進に取り組みました。
- ・障がい者の地域生活を支援するため、重度障がい児・者対象の通所施設2か所の整備に対する補助を行いました。
- ・福祉事業所における利用者の工賃向上に向けて、研修会や専門家の派遣を実施し、事業所の経営改善を支援しました。また、福祉事業所の受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行う共同受注窓口*みえの取組を支援しました。さらに、福祉事業所等からの優先調達に取り組みました。加えて、令和6年度から県庁での物品販売への支援にも取り組みました。
- ・「医療的ケア*児・者相談支援センター」を中心に、医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族に対する相談支援や支援者への支援、多職種連携、福祉事業所等職員を対象とした研修等を実施しました。また、医療的ケア児・者コーディネーターを34人養成しました。
- ・サービス管理責任者等研修(747人修了)や障害者ピアサポート研修(58人修了)を実施し、福祉事業所職員の人材育成と資質の向上を図りました。

② 障がい者の相談支援体制の強化

- ・障がい者の地域での生活を支援するため、市町など身近な相談支援機関と連携しながら、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、就業・生活支援等の専門的・広域的な相談支援を実施しました。
- ・強度行動障がいを有する障がい児・者へ適切に支援できる人材の育成、虐待の未然防止を図るため、高い専門性を有する「広域的支援人材」が強度行動障がいを有する児・者を支援する施設等を訪問等(半年間、週1～2回)して、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理等を現

場の施設等職員と共に行う取組を支援しました。

- ・相談支援人材の育成、質の向上に向けて、相談支援専門員を対象とした研修(181 人修了)を実施しました。

③ 農林水産業と福祉との連携の促進

- ・農林水産業における障がい者の就労機会の拡大に向け、農林水産事業者や福祉事業所等からの相談を受け、双方のニーズを把握・マッチングするワンストップ窓口を設置し、その活動を支援(専門人材の派遣 43 回)しました。
- ・農業では、農業者による障がい者雇用や福祉事業所による施設外就労*等を支援するため、農業者や福祉事業所、障がい者に対して、具体的なアドバイスを行う農業ジョブトレーナー*(29 人)や農福連携*技術支援者といった専門人材の育成(9人)に取り組みました。
- ・農林水福連携の認知度向上に向け、農林水福連携に取り組む事業者と企業等をマッチングし、農林水福連携により生産された商品の利用を促進しました。
- ・林業では、木工や苗木生産事業における施設外就労等を促進するため、コーディネーターの育成や事業者と福祉事業所のマッチング活動支援に取り組みました。
- ・水産業では、水産関係者と福祉関係者の連携強化や作業請負のマッチングに向け、水産業と福祉をつなぐ水福連携コーディネーターの活動支援に取り組みました。

④ 精神障がい者の保健医療の確保

- ・精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するため、ピアサポーター*による長期入院患者との交流や退院前の不安を軽減する取組を進めるとともに、退院後の生活を支援するアウトリーチ*事業を実施しました。精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実を図りました。
- ・「三重県アルコール健康障害対策推進計画(第2期)」および「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、啓発をはじめ、治療拠点機関を中心とした早期発見・早期介入、当事者・家族等の相談支援に取り組みました。また、治療拠点機関が自助グループと連携し、患者の治療や社会復帰を支援する取組を促進しました。

⑤ 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進

- ・「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、共生社会の実現や障がい者の差別解消に向けて広く普及啓発に取り組むとともに、専門相談員を配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応しました。また、当事者も参加するところのバリアフリーセミナーを開催し、合理的配慮などについて県民の皆さんの理解促進に努めました。
- ・障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が法的義務となったことから、障がい者差別解消啓発推進員を配置し、直接事業所に訪問し(126 回)啓発を実施しました。
- ・障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対して障がい者虐待防止・権利擁護研修(893 人受講)を実施するとともに、専門家チームを活用して助言等を得ながら、虐待事案の発生した施設等に対して改善に向けた指導を行いました。
- ・「第3次三重県手話施策推進計画(2024 年度～2026 年度)」に基づき、手話通訳者の養成および派遣や、「県民、事業者、学生向け手話講座」(20回、540人受講)の実施、県職員や市町担当者等に対する手話研修(5回、56 人受講)等、手話の普及に取り組みました。
- ・「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、「三重県障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、受賞作品や県内アーティストによる作品の巡回展示等を開催し、発表の機会の創出に取り組みました。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数						①	
—	2,040人	2,150人	2,260人	117.0%	2,370人	2,480人	a
1,943人	2,159人	2,385人	2,644人		—	—	
就労において支援を必要とする障がい者の一般就労における定着率						①②	
—	82.0%	82.0%	82.0%	107.8%	82.0%	82.0%	a
77.7%	83.6%	80.3%	88.4%		—	—	
医療的ケア児・者コーディネーター養成者数(累計)						①	
—	183人	213人	240人	113.3%	270人	300人	a
153人	174人	210人	244人		—	—	
農福連携に係る取組において農林水産の作業に新たに就労した障がい者数						③	
—	76人	76人	76人	123.7%	76人	76人	a
49人	農 83人 農 56人 林 15人 水 12人	農 90人 農 53人 林 19人 水 18人	農 94人 農 56人 林 11人 水 27人		—	—	
「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づく相談支援件数						⑤	
—	11件	15件	19件	73.7%	23件	27件	c
7件	11件	13件	14件		—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

- ・地域により障害福祉サービスの整備状況に格差があるとともに、重度障がい児・者の地域生活を支援するサービスが不足していることから、引き続き、グループホームなどの居住の場や重度障がい児・者を対象とした日中活動の場の整備を促進していく必要があります。また、「みえ障がい者共生社会づくりプランー2024年度～2026年度ー」に基づき、総合的かつ計画的に障がい者施策を推進します。
- ・物価高騰の影響等により厳しい経営状況が続く中、工賃等の向上を図り、障がい者の就労を支援するため、福祉事業所の経営改善に向けた研修会や専門家の派遣を実施するとともに、共同受注窓口みえの取組を支援します。また、福祉事業所等からの優先調達の推進や県庁での物品販売への支援にも取り組みます。
- ・医療的ケア児・者やその家族が地域で安心して生活できるよう、「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、当事者等からの相談支援、支援者への支援、人材育成等に取り組むとともに、地域ネットワークにおける多職種連携による活動を支援するなど、地域での受け皿の整備を進めます。また、医療的ケア児・者のよりよい生活と保護者の負担軽減を図るため、既存事業所における受入体制の整備等に取り組めます。

- ・福祉事業所職員の人材育成と資質の向上を図るため、サービス管理責任者等研修や障害者ピアサポート研修の実施に取り組みます。また、高次脳機能障がい者への支援を充実するため、新たに高次脳機能障害支援者養成研修の実施にも取り組みます。
- ・福祉事業所職員の人材確保に向けて、職員の処遇改善や職場環境の改善に対する支援に取り組みます。

② 障がい者の相談支援体制の強化

- ・自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、就業・生活支援等の専門的・広域的な相談支援を実施するとともに、市町が行う身近な相談支援と連携し、障がい者の相談支援体制の整備を進めます。
- ・障がい者施設等における強度行動障がいによる対応が難しい事案について、高い専門性を有する「広域的支援人材」が現場の施設等を訪問して、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理等を現場の施設等職員と共に行うことで、強度行動障がいを有する障がい児・者へ適切に支援できる人材を育成し、虐待の未然防止を図るとともに、利用者の安定した生活や職員の負担軽減につなげます。
- ・市町と連携して相談支援専門員を対象とした研修を実施することで、地域で相談支援を担う人材の育成と資質の向上を図り、相談支援の質を高めます。

③ 農林水産業と福祉との連携の促進

- ・農林水産業における障がい者の就労機会の拡大に向け、農林水産事業者や福祉事業所等のニーズを把握・マッチングするワンストップ窓口を引き続き設置し、その活動を支援するとともに、農業ジョブトレーナーや農福連携技術支援者といった農業と福祉をつなぐ人材の育成や活動支援に取り組みます。
- ・農林水福連携の認知度向上を図るため、農林水福連携に取り組む事業者と企業等をマッチングし、農林水福連携により生産された生産物やその加工品の利用を促進します。
- ・農福連携のさらなる拡大に向け、県内各地域での新たな農福連携の拠点づくりの取組を支援します。また新たに農福連携に取り組む農業経験の少ない福祉事業者に対して、農産物の品質向上を図るため、栽培指導者等の専門家派遣の取組を支援します。
- ・林業では、障がい者の就労を促進するため、コーディネーターを確保・育成するとともに、コーディネーターによる情報発信・普及活動の支援に取り組みます。
- ・県内水産業における障がい者の就労機会のさらなる拡大に向け、水産関係者と福祉関係者のマッチングに取り組む人材の活動を支援するとともに、マッチングを円滑に行うための水福連携作業マニュアル動画の作成とその動画を活用した福祉関係者への働きかけに取り組みます。

④ 精神障がい者の保健医療の確保

- ・精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実を図るため、精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するとともに、地域住民が精神疾患に関する正しい知識と理解を持てるよう心のサポーターの養成に取り組みます。
- ・「三重県アルコール健康障害対策推進計画(第2期)」に基づき、啓発をはじめ、治療拠点機関を中心として早期発見・早期介入、当事者・家族等の相談支援に取り組みます。また、ギャンブル等依存症の対策については、当事者及びその家族が適切な支援を受け、日常生活や社会生活を円滑に営むことができる社会をめざし、次期「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定に取り組みます。

⑤ 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進

- ・法的義務となった合理的配慮の提供について、事業者をはじめ、県民の理解が深まるよう、引き続き事業者等を対象とした訪問による普及啓発を行います。あわせて、障がいを理由とした差別の解消のための相談事例等の検証を進めます。
- ・障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームから助言等を得ながら、虐待事案の発生した施設等に対して改善に向けた指導を行います。
- ・「第3次三重県手話施策推進計画」に基づき、手話講座等の実施や、手話通訳者の養成および派遣等の聴覚障がい者の情報保障に取り組むなど、手話が広く利用される共生社会の実現に向けた手話施策を推進します。

・障がい者が持つ個性や能力を発揮し、生きがいを実感できる共生社会づくりのため、「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、多様な発表機会の創出を行うとともに、専門人材を活用した相談支援等により、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成、関係者のネットワークづくり等の取組を進めます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度
予算額等	18,933	19,615	21,400	22,311
概算人件費	650	626	680	—
(配置人員)	(73人)	(71人)	(75人)	—

2 民生委員の定数変更（案）について

1 経緯

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、援助を必要とする住民の相談に応じ助言を行うとともに、必要な福祉サービスの情報の提供等を行っており、地域福祉を推進するうえで重要な役割を担っています。（任期3年）

民生委員の定数については、民生委員法第4条で、厚生労働大臣の定める基準を参酌し、市町村長の意見を聴き、都道府県の条例で定めることとされています。

県では、令和7年11月30日に任期満了を迎える民生委員の一斉改選にあわせて、住民に対するサービスが適切に行われ、地域の実情をふまえた弾力的な定数設定となるよう、三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案を9月定例月会議に提出する予定です。

2 民生委員の定数変更（案）等

令和6年10月から、市町に対して、定数変更の有無及び理由、該当地区との調整状況等について聴き取りを行いました。その結果をふまえた定数変更（案）は別紙1のとおりであり、増減理由等は次のとおりです。

（1）増員の主な理由

- ・担当地区の世帯数または高齢者世帯数の増加による増員
- ・民生委員1人あたりの負担軽減のための増員

（2）減員の主な理由

- ・担当地区の世帯数の減少による減員

※定数変更を要望する市町には、該当地区の自治会等と調整を行い、候補者が選定できる見込みであることを確認しています。

3 今後の予定

令和7年 9月 議案提出
10月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（議案審議）、公布
11月 関係機関等へ改正条例の周知
12月 施行

【別紙1】市町への聴き取りをふまえた民生委員定数変更（案）（令和7年6月時点）

市町名	現定数 任期（R4.12.1～R7.11.30）		定数変更（案） 任期（R7.12.1～R10.11.30）		増減数	
		うち主任 児童委員		うち主任 児童委員		うち主任 児童委員
津市	619	46	622	46	3	-
四日市市	613	55	617	56	4	1
伊勢市	309	28	309	28	-	-
松阪市	391	29	394	29	3	-
桑名市	257	24	260	24	3	-
鈴鹿市	376	35	376	33	0	△2
名張市	191	16	191	16	-	-
尾鷲市	59	3	59	3	-	-
亀山市	103	11	105	11	2	-
鳥羽市	56	3	56	3	-	-
熊野市	82	4	82	4	-	-
いなべ市	104	8	105	8	1	-
志摩市	141	11	141	11	-	-
伊賀市	311	32	311	32	-	-
木曾岬町	13	2	13	2	-	-
東員町	52	4	52	4	-	-
菰野町	77	5	77	5	-	-
朝日町	20	2	21	2	1	-
川越町	28	2	28	2	-	-
多気町	41	2	41	2	-	-
明和町	51	3	52	3	1	-
大台町	50	3	50	3	-	-
玉城町	35	2	35	2	-	-
度会町	29	2	29	2	-	-
大紀町	41	2	41	2	-	-
南伊勢町	60	4	58	4	△2	-
紀北町	70	4	70	4	-	-
御浜町	32	2	31	2	△1	-
紀宝町	41	3	40	3	△1	-
県計	4,252	347	4,266	346	14	△1

※民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねています。また、主任児童委員は、児童福祉法により、知事の推薦に基づき、児童委員の中から厚生労働大臣が指名することとされています。

※今後、一斉改選の作業が各市町で進められる中で、定数が変わる可能性があります。

【別紙2】関係法令等の抜粋

1 関係法令

【民生委員法】

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。（「前条の区域」とは、市町村の区域。）

2 前項の規定により条例を制定する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

【児童福祉法】

第16条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によつて行う。

2 厚生労働大臣の定める基準

(1) 区域を担当する民生委員・児童委員の配置基準

区分	配置基準
東京都区部及び指定都市	220から440までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
人口10万人未満の市	120から280までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
町 村	70から200までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人

(2) 主任児童委員の配置基準

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

※ 定数の設定にあたっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数の設定について留意すること。

3 「みえ子どもスマイルレポート」＜令和7年度版＞（三重県子ども条例、第二期スマイルプランに基づく施策の実施状況）について

「みえ子どもスマイルレポート」は、「三重県子ども条例（※全部改正前）」（以下「旧条例」という。）第15条の規定に基づき県が令和6年度に行った施策の実施状況に係る年次報告と、「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（以下「第二期スマイルプラン」という。）に基づく重点的な取組の進捗等を取りまとめた年次報告で構成しています。

旧条例に基づく施策の実施状況については、第11条から第14条に係る取組を記載しています。

第二期スマイルプランについては、11の重点的な取組ごとに、進展度、令和6年度の取組概要と成果、令和7年度の取組方向等を記載しています。

1 旧条例に基づく施策の実施状況（別冊1 P4～9）

（1）施策の基本となる事項に係る取組（第11条）

県内各地で「こども会議」を開催し、子ども自身に子どもの権利について学んでいただいたうえで、「子どもの権利が守られていないと思うこと」等のテーマについて子どもの意見を聴き取り、子ども条例の改正等に反映するとともに、児童養護施設に入所する子どもや里親等に委託される子どもに対し、一人ひとりが守られる存在であることを知ることができるように「子どもの権利ノート」を配付しました。

また、子どもの会社見学「オシゴトチャレンジ ミエキッズ」などを通じて、子どもが主体的に取り組むさまざまな活動を支援するとともに、保育士等キャリアアップ研修や放課後児童支援員認定資格研修を、インターネットを活用したeラーニング形式で実施するなど、子どもの育ちを支える人材育成、環境整備に取り組みました。

（2）相談への対応（第12条）

子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」（相談件数：318件）を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもと一緒に状況や気持ちを整理しながら、子どもが自らの力で悩みを解決していくことができるように支えました。虐待やいじめなど、子ども自身の力だけでは解決できないような問題については、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しました。

（3）広報および啓発（第13条）

県政だよりみえの8月号に子どもの育ちに関する特集記事を掲載し、子ども条例の内容や改正に向けた取組状況、県立みえこどもの城で実施するイベントをはじめとする子育て支援の取組について周知しました。

(4) 子どもに係る意識等の調査（第14条）

「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」の策定にあたって「三重県子どもの生活実態調査」を実施したほか、小学4年生から18歳の子どもを対象にインターネットを用いた電子アンケートに回答していただく「キッズ・モニターアンケート」を全8回実施するなど、子どもの生活実態や意識の把握を行いました。

2 第二期スマイルプランに基づく施策の実施状況（別冊1 P10～62）

(1) 取組状況と進展度等（別冊1 P10～26）

第二期スマイルプランでは、めざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」、「環境の整備等」を含めたライフステージごとに、切れ目のない取組を進めるとともに、計画全体を包含する2つの「総合目標」と、11の重点的な取組を設定しています。

総合目標の一つである合計特殊出生率については、令和6年の本県の実績値は1.24で、前年の実績値1.29を0.05ポイント下回りました。全国の合計特殊出生率は1.15で、本県は全国より高いものの、第二期スマイルプランの目標値である1.8台とは乖離があります。

もう一つの総合目標である「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」については、令和6年度は前年度（令和5年度）から大きく増加し63.6%で、調査開始以来の最高値となりました。なお、令和6年度の目標値（63.5%）を0.1ポイント上回り、総合目標を達成しました。

11の重点的な取組の進展度については、進行管理を行うために設定した「重点目標」の達成率等により総合的に判断したところ、「進んだ」が3項目、「ある程度進んだ」が5項目、「あまり進まなかった」が1項目、「進まなかった」が2項目となりました。

(2) 令和6年度の総括と令和7年度の取組について（別冊1 P27）

未だ目標値と乖離のある「合計特殊出生率」については、引き続き、県民の皆さんの「出会いたい」、「産みたい」という希望がかなうよう、出会いの機会の創出や若者の経済的不安定さの解消、不妊治療への支援、保育の体制整備など、ライフステージに応じた総合的な取組を推進する必要があります。

また、目標を達成した「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」については、前年度（令和5年度）から大きく増加した63.6%となり、総合目標を達成することができました。

国において、児童手当の拡充や高等教育費の負担軽減など、こども未来戦略で掲げる加速化プランの取組が令和6年度から本格的に導入されるとともに、県内では、子ども食堂等の子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数が増加し認知度も向上しているほか、みえ子ども・子育て応援総合補助金の活用等により市町の子ども・子育て支援事業が拡充されました。こうした具体的な取組の広がりや社会全体で子ども・子育て世帯を応援するという気運の高まりが、大きく増加した要因の1つとして考えられます。

なお、11の重点的な取組の中で、目標を達成した取組の1つである「県内企業における男性の育児休業取得率」については、前年度（令和5年度）と比べ7.0%増加した32.7%となりました。引き続き、育児休業を取得できる職場環境づくりや、男性の育児参画に向けた気運醸成の取組を行います。

一方、目標未達成となった取組に関して、「保育所等の待機児童数」および「放課後児童クラブの待機児童数」については、5年連続で目標未達成となっています。引き続き、保育士等の確保による待機児童の解消に取り組むことで、子育て家庭を支える環境を整備します。

令和7年3月に三重県子ども条例を改正するとともに、子ども条例に基づく計画と都道府県こども計画を一体化した計画として、ありのままでみえっこプランを策定しました。

第二期スマイルプラン（令和2年度～令和6年度）の計画期間は終了しましたが、引き続き、県民のみなさまの結婚・妊娠・子育てなどの希望をかなえるための取組を進めるとともに、今後は、全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、改正子ども条例やありのままでみえっこプランに基づく取組を着実に推進していきます。

4 ヤングケアラー調査事業について

1 これまでの取組

県では、ヤングケアラーの認知度の把握や支援体制の構築に向けて、令和4年度にヤングケアラーに関する広域的な調査を実施しました。

【調査の概要】

- ・市町要保護児童対策地域協議会へのアンケート及び聴き取り調査
- ・13歳～22歳の子ども・若者を対象にしたWebアンケート調査

また、その調査結果をふまえて、以下のような取組を進めてきました。

(1) ヤングケアラーの認知度向上

- ・ヤングケアラーフォーラムの開催
- ・「ヤングケアラー支援ハンドブック」、「子ども向けリーフレット」の作成
- ・関係機関職員に対する研修、出前講座の実施

(2) 市町への支援

- ・「ヤングケアラー・コーディネーター」による、市町への情報提供や、関係機関と連携した支援策の検討等

2 国の法改正の概要

ヤングケアラーに対する支援については、これまで法律上明確な根拠規定が設けられていなかったことから、令和6年6月、「子ども・若者育成支援推進法」の改正において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、関係機関等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

支援の対象年齢は、「子ども期（18歳未満）に加え若者期を含むおおむね30歳未満を中心とする」とされたほか、県の役割として、広域的な調査を実施し、把握した状況をふまえ支援体制を構築することや、特に18歳以上の若者のヤングケアラーへの支援のため、①～③に取り組むことが求められています。

- ①個々の相談に応じ、その状況やニーズ・課題の整理の支援
- ②必要な支援に向けた市町へのつなぎ
- ③精神的ケアなど専門的な相談支援やピアサポート等を行いうる体制の整備

3 ヤングケアラーについての広域的な調査の実施

令和7年度は、支援の対象年齢が広がった18歳以上の若者の状況等を把握するため、Webによるアンケート調査や、市町及び当事者等へのヒアリングを実施します。

Webアンケートについては、15歳から30歳未満を対象に広く調査を行い、課題の整理を行います。

市町におけるヤングケアラー関連事業担当課へのヒアリングでは、18歳以上の若者を含めたヤングケアラーについての把握状況、関係機関との連携などについて聴き取りを行います。

当事者等へのヒアリングについては、当事者のおかれている状況や、求められている支援等について聴き取りを行います。

【調査の概要】

(1) アンケート調査 (15歳～30歳未満)

①対象：高校生世代、大学生世代、30歳未満 各500名、計1,500名

②調査方法：Web調査 (ネットリサーチモニター)

③調査内容：

- ・ヤングケアラーの状況把握 (ケアの有無、ケアの対象、内容、時間、悩み)
- ・ヤングケアラーの認知度、認知度を高めるための有効な手法
- ・相談の有無、望ましい相談体制

など

④調査期間：令和7年8月～9月

(2) 市町へのヒアリング

①対象：市町のヤングケアラー関連事業担当課

②調査方法：訪問による聴き取り

③調査内容：

- ・ヤングケアラーの把握状況と、早期把握のために有効な手法
- ・現在の支援の取組状況
- ・今後必要と考える支援内容と、県に求める支援策

④調査期間：令和7年8月～11月

(3) 当事者等へのヒアリング

①対象：若者 (元ヤングケアラー)、支援団体等

②調査方法：面談

③調査内容：

- ・当事者のケアの対象、内容、時間、悩み、支援の有無、支援内容
- ・当事者が望む支援及び相談体制

④調査期間：令和7年7月～9月

4 今後の取組

令和7年12月を目途に調査結果をとりまとめ、その結果をふまえて、18歳以上の若者も含めたヤングケアラーがアクセスしやすい相談窓口やサポート体制の整備を進めます。また、一層の認知度向上に向けた取組や市町が実施するヤングケアラーの実態把握、具体的な取組への支援など、ヤングケアラーの支援体制の充実に向けて検討を行います。

5 令和8年度社会福祉施設等整備方針について

本県では、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていきます。

社会福祉施設等の整備については、施設の新規設置、大規模改修等を行う事業者に対し費用の補助を行っているところであり、提出された整備計画の中から緊急度の高いもの、地域のバランス及び住民ニーズ等をふまえて、より効果的に事業の実施ができるもの、予算をより効率的に執行できるものを優先して整備していきます。

また、施設の老朽化への対応、地震・津波対策など防災上の対応、感染症対策、県産材をはじめとする木材利用の促進及びユニバーサルデザインへの対応についても配慮していきます。

こうした考え方のもと、庁内関係部で構成する「社会福祉施設等補助対象施設等選定会議」において、「令和8年度社会福祉施設等整備方針」を策定しました。

なお、施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国及び県予算の状況をふまえて決定します。

令和8年度社会福祉施設等整備方針

・ 整備の基本的な考え方	29
・ 地域福祉課所管施設	30
救護施設、無料低額宿泊所		
・ 障がい福祉課所管施設	31
障害福祉サービス事業所等		
・ 少子化対策課所管施設	35
児童館		
・ 子どもの育ち支援課所管施設	37
放課後児童クラブ、病児保育施設		
・ 児童相談支援課所管施設	39
児童養護施設、乳児院、委託一時保護専用ユニット		
里親支援センター、児童家庭支援センター		
児童自立生活援助事業所		
・ 家庭福祉・施設整備課所管施設	42
母子生活支援施設		
・ 長寿介護課所管施設	43
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院		
養護老人ホーム		

令和8年度社会福祉施設等整備方針について

令和7年5月
三重県子ども・福祉部

＜整備の基本的な考え方＞

三重県では、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていきます。

整備方針には、施設種別ごとに、方針策定の考え方、現状・課題、整備対象や優先度などを示していきます。

また、整備する社会福祉施設等については、提出された整備計画の中から緊急度の高いもの、地域のバランス及び住民ニーズ等をふまえて、より効果的に事業の実施ができるもの、予算をより効率的に執行できるものを優先に、厳正かつ公平に審査し選定します。

なお、施設の老朽化への対応、地震・津波対策など防災上の対応、感染症対策、県産材をはじめとする木材利用の促進及びユニバーサルデザインへの対応についても配慮していきます。

施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国および県予算の状況をふまえて決定します。

令和8年度社会福祉施設等整備方針（地域福祉課所管施設）

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・生活保護法で規定されている保護施設（救護施設）及び社会福祉法で規定されている無料低額宿泊所については、入所者等の安全確保、地域のニーズ、緊急性をふまえ、必要な整備を進める。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和8年度整備方針
救護施設	全県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内 3か所 ・定員 計250名 （令和7年4月1日現在）	救護施設は、精神疾患等により、在宅生活を送ることが難しい処遇困難ケースが多く、入所者の高齢化も進んでいる。 無料低額宿泊所は、いわゆる貧困ビジネスへの規制強化を図るため、令和2年に条例を制定し事前届出制の導入等を行っており、引き続き施設の適切な運営に留意していく必要がある。	入所者等の安全確保、地域のニーズ、緊急性をふまえ、必要な整備を進める。
無料低額宿泊所	全県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内 1か所 ・定員 計64名 （令和7年4月1日現在）		

令和8年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」における障害福祉サービスの必要量の見込みや障害保健福祉圏域の整備状況、緊急性や必要性を総合的に判断し整備する。
- ・ 新規整備（障がい者）の対象は、障がい者の重度化への対応、地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスのうち生活介護および居住系サービスのうち共同生活援助の事業所を優先する。
- ・ 新規整備（障がい児）の対象は、児童発達支援センター、重症心身障がい児および医療的ケア児を支援する障害児通所支援事業所を優先する。
- ・ 既設建物の大規模修繕等の対象は、感染防止対策や防災対策、障がい者の重度化への対応など、入所者等の安全・安心に資する整備とする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和8年度整備方針
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点機能を有する事業所ならびに障がい児支援の中核となる機能を有する事業所の設置が進んでいない地域がある。 4 建物の防災対策に取り組む必要がある。 	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金または次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となる日中活動系サービス事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規整備 <ul style="list-style-type: none"> 以下（1）を優先し、（1）において同順位の場合は（2）から（4）を満たす整備を優先する。 （1）みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、日中活動系サービス事業所が不足する圏域の整備 （2）地域生活支援拠点機能または児童発達支援センターの機能を有する事業所 （3）主に重度心身障がい児者や医療的ケア児者を支援する事業所 （4）短期入所を併設する事業所 2 既存建物の大規模修繕等 <ul style="list-style-type: none"> 建物の防災対策について、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。

施設種別	圏域	現状	課題	令和8年度整備方針
居住系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 障がいが重度であっても、地域で安心して生活できる場所の確保が求められている。 4 建物の防災対策及び感染防止対策に取り組む必要がある。 	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金および三重県障害者グループホーム緊急整備事業費補助金の交付対象となる共同生活援助事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>なお、住宅地および住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域への設置を整備の対象とする。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規整備 <ul style="list-style-type: none"> 以下（1）を優先し、（1）において同順位の場合は（2）から（4）を満たす整備を優先する。 （1）みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、共同生活援助事業所が不足する圏域の整備（ただし、日中サービス支援型については優先対象とする。） （2）障がい者の重度化や高齢化に対応できる事業所 （3）障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を目的に設置する事業所 （4）短期入所を併設する事業所 2 既存建物の大規模修繕等 <ul style="list-style-type: none"> 以下（1）、（2）を同順位とし、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。 （1）多床室の個室化改修等の感染防止対策 （2）スプリンクラー、非常用自家発電設備等の防災対策

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障害福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流が図られる施設。
- ・ 立地に関して各種災害に対する安全性が確保され、設備の面で防災・減災への配慮がなされている施設。
- ・ 公共工事に準じた入札・契約等の各種手続きが実行できること。

(別表1) 障害保健福祉圏域

令和7年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
桑名員弁	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市、紀北町
紀南	熊野市、御浜町、紀宝町

(別表2) 障害福祉サービス事業所等の現状

種類	種類	単位	令和7年度									
			桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計
日中活動系サービス												
生活介護	現状	事業所数	17	45	25	48	32	32	24	5	5	233
		定員数	346	1,218	653	1,060	719	666	562	137	132	5,493
	サービス見込量	人	481	970	602	739	574	692	504	116	138	4,816
	サービス量実績	人	443	890	557	714	556	669	475	114	131	4,549
児童発達支援センター	現状	事業所数	1	1	3	1	2	1	2	0	1	12
		定員数	30	80	94	40	60	30	36	0	24	394
	整備目標	各市町に 1か所以上	4	4	2	1	4	7	2	2	3	29
児童発達支援事業所 (重心)	現状	事業所数	4	4	3	8	4	1	1	0	0	25
		定員数	22	27	24	44	20	5	6	0	0	148
	整備目標	各市町に 1か所以上	4	4	2	1	4	7	2	2	3	29
放課後等デイサービス 事業所(重心)	現状	事業所数	5	4	4	6	4	1	1	0	0	25
		定員数	37	29	29	34	20	5	6	0	0	160
	整備目標	各市町に 1か所以上	4	4	2	1	4	7	2	2	3	29
居住系サービス												
共同生活援助	現状	事業所数	23	38	29	44	35	22	19	4	3	217
		定員数	313	718	376	552	415	348	310	59	53	3,144
	サービス見込量	人	278	515	340	367	290	404	282	75	69	2,620
	サービス量実績	人	314	506	316	364	274	361	283	81	61	2,560

注)

- 1 現状の事業所数・定員数は、令和7年4月1日現在(生活介護は障害者支援施設分を含む)
- 2 サービス見込量は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2024年度~2026年度-」における令和8年度のサービス見込量(1か月あたり)
- 3 サービス量実績は、令和7年1月分
- 4 整備目標は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2024年度~2026年度-」における令和8年度の目標

令和8年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・健全な遊びを通じて、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設である児童館を整備するにあたり、地域のニーズに応じた子ども・子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和8年度整備方針
児童館	全県	大型児童館 1館 小型児童館 28館 児童センター 13館 計 42館 （1県10市6町） （令和7年5月1日現在）	1 施設の老朽化対策は、各市町における長寿命化計画に沿って計画的に実施する必要がある。 2 児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。 3 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。	市町や社会福祉法人等が行う児童館の整備事業に関して市町に補助を行うことで施設整備を推進する。補助は国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を受ける市町に限る。 優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。 緊急性や必要性を総合的に判断し優先順位を決定することとし、放課後児童クラブを設置している児童館や設置を行う児童館を優先する。 1 既存の児童館における大規模修繕等のうち、地震・津波などの防災対策のための改修工事等に係る整備事業 2 児童館のない市町における新たな児童館の創設 3 児童館のある市町における新たな児童館の創設 4 既存の児童館を拡張・改築する整備

施設種別	圏域	現状	課題	令和8年度整備方針
				5 その他大規模修繕等の整備 5において、優先度の高いものから(1)、(2)、(3)の順とする。 (1) 老朽化による危険箇所の整備 (2) ユニバーサルデザイン化の整備 (3) (1)(2)以外の理由による大規模修繕の整備

令和8年度社会福祉施設等整備方針（子どもの育ち支援課所管施設）

課名〔子どもの育ち支援課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・地域の実情やニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和8年度整備方針
放課後児童クラブ	全県	放課後児童クラブ数 436か所 (令和6年5月1日現在) ※令和7年5月1日現在の 数値については、今後調査予 定。	1 小学校の統廃合等によ り、現在使用中の施設が使 用できなくなる場合があ る。 2 施設の災害対策が必要な 場合がある。 3 放課後児童対策の需要が 見込まれるにも関わらず、 放課後児童クラブが存在し ない地域がある。 4 待機児童が生じている市 町がある。	「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、支援の単位 あたりの児童数がおおむね40人以下となるよう施設整備 を推進することとし、市町等が行う施設整備（創設・改 築・拡張・大規模修繕・応急仮設施設整備）を支援する。 国の「子ども・子育て支援施設整備交付金」または「子 ども・子育て支援交付金（放課後子ども環境整備事業）」 の交付を受けることを条件とする。 また、当該整備にあたっては、市町の福祉部局と教育 委員会の連携を密にして取り組むものとする。 優先度の高いものから1、2、3、4、5、6の順と する。 1 小学校の統廃合による整備、または借家等で実施し ているが使用不能になる場合の整備 2 地震対策あるいは津波対策等のための整備 3 放課後児童クラブ未設置小学校区における整備 4 既存の放課後児童クラブ室では需要に対して充分に 対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に 繋がる整備 5 放課後子ども教室と一体となって実施するための整 備または学校の余裕教室を活用して行う整備 6 1から5の理由以外での整備

施設種別	圏域	現状	課題	令和8年度整備方針
病児保育施設	全県	病児保育施設数 22か所 (令和7年5月1日現在)	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育て家庭の病児保育に係る需要が見込まれるにも関わらず、病児保育施設が存在しない又は不十分な地域がある。 2 病児保育事業は、利用者数が安定せず、採算が取れないことがあるため、設置や運営が難しい場合がある。 3 施設の災害対策が必要な場合がある。 	<p>国の「子ども・子育て支援施設整備交付金」の交付を受けることを条件として、病院又は診療所、社会福祉法人等が病児保育施設を整備するために必要な経費について、市町に対して補助を行うことで、病児保育の推進を図る。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現在病児保育事業で使用している建物が使用不能になる場合の整備 2 地震対策あるいは津波対策等のための整備 3 病児保育施設未設置市町における整備 4 既存の病児保育施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備 5 1から4の理由以外での整備

令和8年度社会福祉施設等整備方針（児童相談支援課所管施設）

課名〔児童相談支援課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 児童養護施設、乳児院等については、「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた取組を進め、子どもの最善の利益を保障するものになるよう施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和8年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 11施設 公立 0施設 民間 11施設 (令和7年4月1日現在)	1 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組が求められている。 2 築年数の経過による施設の老朽化対策として、増改築、大規模修繕等が求められている。	優先度の高いものから1, 2の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。 1 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 施設の新設・改築・拡張にあたっては、小規模かつ地域分散化するための施設整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または一時保護専用施設等を創設・拡張するなど高機能化及び多機能化・機能転換を図る施設整備を優先する。 特に、地域分散化については、「施設地域分散化等加速化プラン」に対応する整備を優先する。
乳児院	全県	施設数 3施設 公立 0施設 民間 3施設 (令和7年4月1日現在)		2 老朽化対応や防災強化対応のための増改築、大規模修繕等 施設の移設（新設を含む。）、大規模修繕、増改築、拡張にあたっては、「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」（令和5年8月22日こ成事第370号こども家庭庁長官通知）により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。 老朽化については、こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。

施設種別	圏域	現状	課題	令和8年度整備方針												
委託一時保護専用ユニット（乳児院、児童養護施設）	全県	施設数 5施設 <table border="1" data-bbox="618 304 922 501"> <tr> <td></td> <td>乳児院</td> <td>児童養護施設</td> </tr> <tr> <td>公立</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> </table> (令和7年4月1日現在)		乳児院	児童養護施設	公立	0	0	民間	1	4	計	1	4	県児童相談所一時保護所の入所率が高いことなどにより、児童の適切なケアの確保について課題を有しているため、地域において一定数の一時保護児童を安定的に受け入れることができる委託先の確保が必要となってきた。	児童相談所単位での設置を進めることとし、県児童相談所一時保護所のない地域及び乳児院での整備を優先する。
	乳児院	児童養護施設														
公立	0	0														
民間	1	4														
計	1	4														
里親支援センター	全県	施設数 1施設 公立 0施設 民間 1施設 (令和7年4月1日現在) フォスタリング機関は、2施設である。	里親への適切かつ十分な支援の提供が求められており、現在のフォスタリング機関の体制強化が必要となっている。	現在、里親への支援提供ノウハウを有し里親支援センターへ移行するフォスタリング機関の整備を優先する。												
児童家庭支援センター	全県	施設数 7施設 公立 0施設 民間 7施設 (令和7年4月1日現在) 令和2年度までに全児童相談所管内に設置済	児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。 児童相談所管内への複数のセンターの設置について地域性や相談ニーズなどにより検討していく必要がある。	児童相談所管内への複数のセンターの設置について、施設の地域性や相談ニーズを考慮し、必要性に応じて整備を進める。												

施設種別	圏域	現状	課題	令和8年度整備方針
児童自立生活援助事業所（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）	全県	（Ⅰ型） 施設数 2施設 公立 0施設 民間 2施設 （令和7年4月1日現在）	現在の入所率が高いことなどにより、児童の自立に向け適切なケアを確保するため、地域において一定数の児童を安定的に受け入れることができるよう児童自立生活援助事業の実施場所の確保が必要となってきている。	児童自立生活援助事業の実施場所について、施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図るため、児童自立生活援助事業Ⅱ型を優先する。児童自立生活援助事業の実施場所のない地域においては、児童の自立支援ニーズを考慮し、地域における必要性に応じて整備を進める。

令和8年度社会福祉施設等整備方針（家庭福祉・施設整備課所管施設）

課名〔家庭福祉・施設整備課〕

1 整備方針策定の考え方

母子生活支援施設については、入居者の安全確保、老朽化や防災強化、地域の子育て支援施設としてのニーズへの対応をふまえ、施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和8年度整備方針
母子生活支援施設	全県	施設数 4施設 公立 0施設 民間 4施設 (令和7年4月1日現在)	<p>1 DV被害を受けた母子世帯の利用が多く、安心して生活ができる環境の提供が必要である。</p> <p>2 施設の老朽化への対応や津波・浸水等災害への対応の必要性が高まっている。</p> <p>3 産後ケアなど、施設の専門性を活用して地域の子育て世帯を支援するニーズが高まっている。</p>	<p>優先度の高いものから1、2、3の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。</p> <p>1 入居者への対応 入居者の母親及び子どもが生活を行ううえで居室の安全性を確保するほか、プライバシーの確保を目的とした施設整備</p> <p>2 施設の老朽化対応や防災強化対応（耐震工事含む） 施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、こども家庭庁長官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」（令和5年8月22日成事第370号）別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業 老朽化については、こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設</p> <p>3 専門性の活用 母と子に一体的な支援ができる施設として培ってきた専門性を活用し、妊娠・育児中の疲れや悩み、不安を抱える妊婦の産後ケアなど、多様な地域の子育て世帯支援のニーズに対応可能な施設整備</p>

令和8年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・第9期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまえて、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりを踏まえ、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院）及び養護老人ホームを優先する。
- ・県補助を受けずに、介護保険施設を整備（創設及び増築）する場合についても審査の対象とする。
- ・圏域については、別表「老人福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状・課題	令和8年度整備方針
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	圏域別	<現状> 下表のとおり <課題> 1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。 3 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。	1 創設・増築 ・圏域ごとに令和8年度整備可能数の範囲内とする。 ・整備に当たっては、ユニット型施設を基本とする。ただし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、令和8年度整備における特別養護老人ホームの全整備選定数（創設・増築分）の3割の範囲内とする。 2 改築 ・老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改築による整備を進める。なお、整備に当たっては、定員の増減を伴わないものとし、ユニット型施設への改築に限る。 ・整備数は、県全体で130床以内とする。 3 創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	3, 138	3, 020	3, 045	592	9, 795	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
第9期介護保険事業支援計画に基づく令和7年度整備計画数（A）	30	10	0	0	40	
令和7年度整備予定数（ショートステイの転換含む。）（B）	10	0	0	0	10	
令和8年度への持越分（C）=（A）-（B）	20	10	0	0	30	
第9期介護保険事業支援計画に基づく令和8年度整備計画数（D）	150	80	0	0	230	
令和8年度整備可能数（C）+（D）	170	90	0	0	260	

施設種別	圏域	現状・課題	令和8年度整備方針
介護老人 保健施設	圏域別	<p><現状> 下表のとおり</p> <p><課題></p> <p>1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p> <p>3 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。</p>	<p>1 創設・増築</p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域ごとに令和8年度整備可能数の範囲内とする。 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とする。ただし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、令和8年度整備における介護老人保健施設の全整備選定数（創設・増築分）の5割の範囲内とする。 <p>2 改築</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改築による整備を進める。なお、整備に当たっては、定員の増減を伴わないものとし、ユニット型施設への改築に限る。 整備数は、介護老人保健施設及び介護医療院で計1施設とする。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	2, 584	1, 635	2, 064	358	6, 641	
第9期介護保険事業支援計画に基づく 令和7年度整備計画数 (A)	0	0	0	0	0	
令和7年度整備予定数 (B)	0	0	0	0	0	
令和8年度への持越分 (C)=(A)-(B)	0	0	0	0	0	
第9期介護保険事業支援計画に基づく 令和8年度整備計画数 (D)	40	0	0	0	40	
令和8年度整備可能数 (C)+(D)	40	0	0	0	40	

施設種別	圏域	現状・課題	令和8年度整備方針					
介護医療院	圏域別	<p><現状> 下表のとおり</p> <p><課題></p> <p>1 主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、医学的管理の下における介護等の提供を行うという重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p> <p>3 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。</p>	<p>1 創設・増築</p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域ごとに令和8年度整備可能数の範囲内とする。 一般病床などからの転換ニーズがあることを踏まえ、令和8年度における従来型施設の整備は、圏域ごとの整備可能数に達するまで可能とする。 <p>2 改築</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改築による整備を進める。なお、整備に当たっては、定員の増減を伴わないものとし、ユニット型施設への改築に限る。 整備数は、介護老人保健施設及び介護医療院で計1施設とする。 					
現状と整備可能数（単位：人分）								
			北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数			96	135	78	60	369	
第9期介護保険事業支援計画に基づく 令和7年度整備計画数（A）			0	0	0	0	0	
令和7年度整備予定数（B）			0	0	0	0	0	
令和8年度への持越分（C）=（A）-（B）			0	0	0	0	0	
第9期介護保険事業支援計画に基づく 令和8年度整備計画数（D）			0	0	0	30	30	
令和8年度整備可能数（C）+（D）			0	0	0	30	30	
養護老人ホーム	—	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改修又は改築による整備を進める。					

・選定については、別に定める「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等整備選定方針」のとおりとする。

(別表)老人福祉圏域

令和7年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

6 令和6年度社会福祉法人等指導監査の結果等について

1 指導監査の適切な実施について

社会福祉法人・社会福祉施設に対しては、定期的な指導監査の実施に加え、利用者等関係者からの通報や苦情等により法人運営等に問題が生じている疑いが認められる場合には、随時、指導監査を実施しています。

また、介護保険及び障害福祉サービス事業所に対しては、定期的な運営指導と全事業所を対象とした集団指導の実施に加え、通報や苦情等により介護給付費等の請求等に関し不正が疑われる場合には、随時、監査を実施しています。

2 令和6年度指導監査及び運営指導等の結果について

(1) 指導監査等の結果

実地による指導監査に加え、児童福祉施設においては書面による監査を併用するとともに、動画配信による集団指導を実施するなど、効率的・効果的な手法を用いて指導監査及び運営指導等を実施しました。

指導監査及び運営指導等の実施状況と、指摘事項があった法人数・施設数やその指摘件数は、次のとおりです。

○令和6年度指導監査等の結果

(令和7年3月31日現在)

区 分	実施数	指摘法人等の数	指摘総件数
社会福祉法人	16	16	143
社会福祉施設	557	377	1,016
介護保険サービス事業所（運営指導）	182	157	616
〃（集団指導）	2,944	—	—
障害福祉サービス事業所（運営指導）	93	77	441
〃（集団指導）	2,088	—	—
市町福祉行政	29	21	45
計	5,909	648	2,261

(2) 社会福祉法人及び社会福祉施設に係る指摘内容

社会福祉法人では、役員を選任等の法人運営に関するものが52件（評議員会の招集が適正に行われていない、理事会の決議が法令及び定款に定めるところにより行われていない等）、事業の実施に関するものが6件（定款に従って事業を実施していない）、会計処理、資産管理等の管理に関するものが85件（附属証明書等が法令に基づき適正に作成されていない、基本財産の管理運用が適切になされていない等）となっています。

社会福祉施設では、事故発生の防止や衛生管理等の適切な利用者支援に関するものが264件（定期健康診断、衛生管理、感染症等に対する対策が適切に行われていない、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置が適切に講じられていない等）、就業規則や安全対策等の施設運営に関するものが752件（労働基準法等関係法規の遵守が不十分である、防災対策が適切に行われていない等）となっています。

○令和6年度社会福祉法人の指摘項目及び件数（単位：件）

法人運営	事業	管理	計
52	6	85	143

○令和6年度社会福祉施設の指摘項目及び件数（単位：件）

適切な利用者支援	施設運営	計
264	752	1,016

(3) 介護保険及び障害福祉サービス事業所に係る指摘内容

介護職員の配置等の人員基準に関するものが13件（訪問介護員の配置が適切でない等）、サービス提供などの運営基準等に関するものが966件（従業者が従事する職種を辞令等で明確にしていない、業務継続計画に係る研修及び訓練を実施していない等）、給付費に関するものが60件（減算の要件を満たしているにもかかわらず減算していない等）、その他が18件となっています。

○令和6年度介護保険及び障害福祉サービス事業所の指摘項目及び件数（単位：件）

区分		人員基準	運営基準等	給付費	その他	計
介護保険サービス	介護	8	425	27	7	467
	予防	3	142	2	2	149
障害福祉サービス		2	399	31	9	441
合計		13	966	60	18	1,057

介護給付費等の不適切な請求が確認された7事業所に対しては、過誤調整による自主返還を指導しました。

○令和6年度介護給付費等の返還決定額

返 還 の 種 別		事業所数	返還決定額（円）
介護保険 サービス	運営指導結果に基づく過誤調整	0	0
	監査結果に基づく過誤調整	1	742,780
	監査結果に基づく返還（行政処分を伴うもの）	0	0
障害福祉 サービス	運営指導結果に基づく過誤調整	6	6,509,356
	監査結果に基づく過誤調整	0	0
	監査結果に基づく返還（行政処分を伴うもの）	0	0
合 計		7	7,252,136

（注）返還決定額は、令和7年4月末までに確定した金額です。

3 令和7年度の指導監査及び運営指導等の実施方針

実地による指導監査を基本としつつ、児童福祉施設においては書面による監査を併用するとともに、動画配信による集団指導、各種研修会の開催、税理士や社会保険労務士等の専門家の活用などにより、時間や人的資源を有効に活用しながら効率的・効果的な指導監査を実施します。

なお、悪質な事例のうち、特に虐待等の生命や身体の安全に関わる場合は、事業担当課や市町と連携して指導監査を実施します。

また、各施設や事業所における職場のハラスメント対策について、ハラスメント防止に係る方針の明確化等の必要な措置を講じているか、確認します。

（1）社会福祉法人及び社会福祉施設

県所管法人、市所管法人については、関係市等と連携を密にするとともに、感染防止対策に配慮しながら効率的・効果的な指導監査を実施します。

また、施設運営においては、利用者への虐待防止、保育所等における不適切保育への対応や送迎バスの安全確保など、社会的な状況に応じた取組を重点的に確認のうえ指導を行います。

（2）介護保険及び障害福祉サービス事業所

苦情・通報等のあった事業所への運営指導、監査を優先的に実施するとともに、動画配信による集団指導では、人員・運営等の最低基準の考え方等の周知徹底に加え、運営指導等における指摘事例を周知することで、事業者の適正な運営の確保に向けた支援を行います。

7 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和7年2月17日～令和7年6月1日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	令和7年2月18日
3 委員	会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他2名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	9名の医師について書面により審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議認定こども園認可等部会
2 開催年月日	令和7年2月19日
3 委員	部会長 土谷 長子 委員 宇佐美 直樹 他3名
4 諮問事項	幼保連携型認定こども園設置認可申請調書等について
5 調査審議結果	申請のあった9件について審議し、意見を聴取した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和7年2月21日
3 委員	部会長 中野 智行 委員 奥野 敏 他3名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親5件、養子縁組里親1件、専門里親1件の新規里親認定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所認可等部会
2 開催年月日	令和7年2月28日
3 委員	部会長 青山 弘忠 委員 阿保谷 季之 他3名
4 諮問事項	保育所設置認可申請調書等について
5 調査審議結果	申請のあった1件について審議し、意見を聴取した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和7年2月28日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県青少年健全育成審議会
2 開催年月日	令和7年3月19日
3 委員	委員長 仲 律子 委員 稲垣 朋子 他7名
4 諮問事項	1 有害興行の指定について 2 三重県青少年健全育成条例の一部改正について 3 令和7年度青少年健全育成に係る取組について 4 三重県子ども条例の改正及びありのままみえっこプラン策定について
5 調査審議結果	三重県青少年健全育成条例に基づく有害興行の指定について審議を行った。また、三重県青少年健全育成条例の一部改正等について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和7年3月21日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	令和7年3月21日
3 委員	会長 笠原 正嗣 委員 松井 保偉 他13名
4 諮問事項	1 UD条例規則改正（BF法改正に伴う規定整備）について 2 令和7年度当初予算について 3 その他
5 調査審議結果	上記事項について、報告・意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和7年4月11日
3 委員	部会長代理 松岡 典子 ※部会長欠席のため 委員 早川 武彦 他2名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 児童福祉法第56条に基づく保護者負担金の免除について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	令和7年4月15日
3 委員	会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	12名の医師について書面により審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和7年5月20日
3 委員	部会長 中野 智行 委員 奥野 敏 他2名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親2件、養子縁組里親1件、親族里親1件の新規里親認定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	令和7年5月22日
3 委員	会 長 松浦 直己 委 員 小畑 英慎 他10名
4 諮問事項	1 「みえ子どもスマイルレポート」(案)について 2 「ありのままでみえっこプラン」について 3 「三重県子どもを虐待から守る条例」の改正について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	